（様式 ５-(1)）

保有資産目録

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　自治会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日現在

１　不動産

　（１）所有権を有する不動産

　　　ア　建　物

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　名　　　称　　 | 　 延床面積 | 　 　所　　在　　地 |
| 　　　　　　　　　 | 　　　　　　 |  |
| 　　　　　　　　　 | 　　　　　　 |  |
| 　　　　　　　　　 | 　　　　　　 |  |

　　　イ　土　地

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　地　　　目　　 | 　 面　　積　 | 　　 所　　在　　地 |
| 　　　　　　　　　 | 　　　　　　 |  |
| 　　　　　　　　　 | 　　　　　　 |  |
| 　　　　　　　　　 | 　　　　　　 |  |

２　不動産に関する権利等

　（１）所有権以外の権原により保有している不動産

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　権　　　原　 | 不動産の種類 | 　　所　　在　　地 |
| 　　　　　　　　　 | 　　　　　　 |  |
| 　　　　　　　　　 | 　　　　　　 |  |
| 　　　　　　　　　 | 　　　　　　 |  |

　（２）地域的な共同活動を行うためのその他の資産

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　 | 　　　 　資　産　の　種　類　及　び　数　量 |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

（様式 ５-(1)関係）

保有資産目録記載要領

１　不動産

（１）所有権を有する不動産

　ア　建　物

　　〇名　称…〇〇自治会集会所、〇〇自治会館等の名称が付されている場合はこ　　　　　　　れによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」　　　　　　　等の区分によること（参照：不動産登記法施行令第６条）。

　　〇延床面積…不動産登記法施行令第８条に基づき各層ごとに算出された床面積　　　　　　　を合計したものとすること。

　　（注）不動産登記法施行令第８条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区　　　　画の中心線（１棟の建物を区分した建物については、壁その他の区画の内　　　　側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として　　　　定め、１平方メートルの１００分の１未満の端数は、切り捨てる。」

　　〇所在地…市区町村内の地番（不動産登記法第９１条、同法施行令第１条、第　　　　　　　２条）及び家屋番号（同法第９１条、同法施行令第５条）まで記載　　　　　　　すること。

　イ　土　地

　　〇地　目…不動産登記法施行令第３条に定める区分により定めるものとする。

　　（注）不動産登記法施行令第３条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、　　　　宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、　　　　水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び　　　　雑種地に区分して定める。」

　　〇面　積…不動産登記法施行令第４条に定める「地積」と同一とすること。

　　（注）不動産登記法施行令第４条「地積は、水平投影面積により、平方メート　　　　ルを単位として定め、１平方メートルの１００分の１（住宅及び鉱泉地以　　　　外の土地で１０平方メートルをこえるものについては、１平方メートル）　　　　未満の端数は、切り捨てる。」

　　〇所在地…市区町村内の地番（不動産登記法第７条、同法施行令第１条、第２　　　　　　　条）まで記載すること。

　　　立木の所有権については、１（１）イ土地の「地目」を「樹種」（立木に関　　　する法律第１５条第２号）、「面積」を「数量」（同法第１５条第２号、立　　　木登記規則第８条）と読み替えて記載すること。なお、所在地については、　　　「立木に関する法律」第１５条第１号の事項に留意すること。

　　（注）立木に関する法律第１５条第１号「樹木が一筆の土地の一部に生立する　　　　場合に於ては其の部分の位置及地積、其の部分を表示すべき名称又は番号　　　　あるときは其の名称又は番号」

２　不動産に関する権利等

（１）所有権以外の権限により保有している不動産

　　〇権　原…不動産登記法第３条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くもの　　　　　　　とすること。（地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当　　　　　　　権、賃借権、採石権）

　　〇不動産の種類…土地、建物及び立木の区分によること。

　　〇所在地…原則として１に同じ。

　（２）地域的な共同活動を行うためのその他の資産

　　〇資産の種類…国債、地方債、社債といった区分により、銘柄（公社債の場合　　　　　　は「何会社物上担保附社債」、国債及び地方債の場合は「何分利付何　　　　　　債」）、券面金額及び取得金額を記入すること。